

使用前事業者自主検査等について

1. 各検査の定義、体系等

(1) 使用前事業者検査

○定義

炉規法第 46 条に基づき設工認認可後に実施する検査。ただし、令和 2 年 2 月 5 日の規制庁文書に基づき、既設設備（工事なし）および工事着手済の設備について、設工認申請後から検査を実施することができる。

○QMS 体系

「保安規定」および「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」を踏まえて規定している品質保証標準類（使用前事業者検査実施細則等）に基づき、検査要領書の作成を行い、検査を実施する。

○検査体制

工事主管課以外の独立組織である事業者検査課の検査実施責任者のもと、工事主管課以外から検査員を選任して実施する。（図 1 参照）

(2) 使用前事業者自主検査

○定義

工事中の設備に対して、後に立会い不可となる可能性のある検査項目を中心に、工事主管課の工事検査に合わせて、独立組織である事業者検査課の検査員が工事検査に立会い、工事検査における判定基準を満足していることを確認する検査。

※品証技術基準規則第 4 8 条に規定される自主検査等に該当

○QMS 体系

「保安規定」および「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」を踏まえて規定した業務管理文書に基づき、検査要領書の作成を行い、検査を実施する。

○検査体制

工事主管課以外の独立組織である事業者検査課から検査実施責任者および検査員を選任して実施する。（図 1 参照）

(3) 工事検査

○定義

工事主管課が通常の工事において実施する検査。

※品証技術基準規則第 4 8 条に規定される自主検査等に該当

○QMS 体系

「保安規定」および「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」を踏まえて規定している品質保証標準類（検査および試験管理要領等）に基づき、工事（検査）要領書の作成を行い、検査を実施する。

○検査体制

工事元請会社が実施する検査に工事主管課の要員が検査員となって実施する。（図 1 参照）

【使用前事業者検査】

【使用前事業者自主検査】

【工事検査】

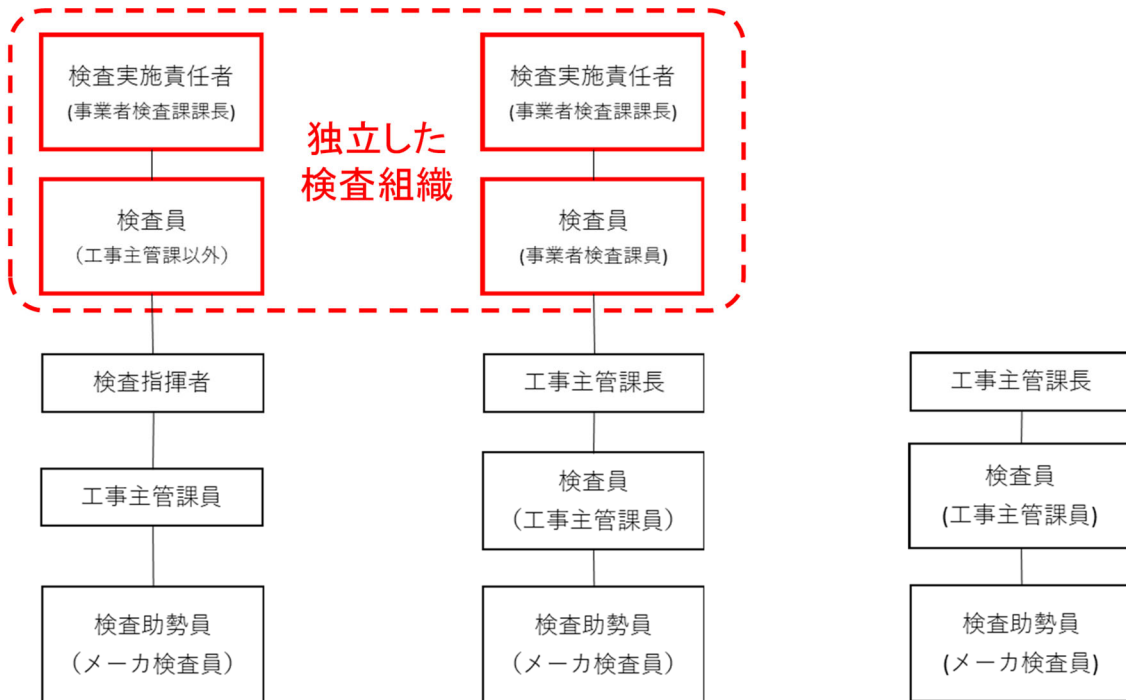


図1 各検査の検査体制図

2. 検査記録の活用

使用前事業者検査の記録確認検査においては、以下の方法で使用前事業者自主検査と工事検査の記録を使用する。(図2参照)

- 使用前事業者自主検査記録の場合は、工事主管課とは独立した検査体制で実施した検査であるため、「使用前事業者検査の実施方針」別紙-4で定める「記録の検証」のうち、「①記録の成立性、②記録の信頼性」は確認済の扱いとし、「③記録の最新性」の確認を実施する。
- 工事検査記録の場合は、「使用前事業者検査の実施方針」別紙-4で定める「記録の検証」の「①記録の成立性、②記録の信頼性、③記録の最新性」の全ての確認を実施する。

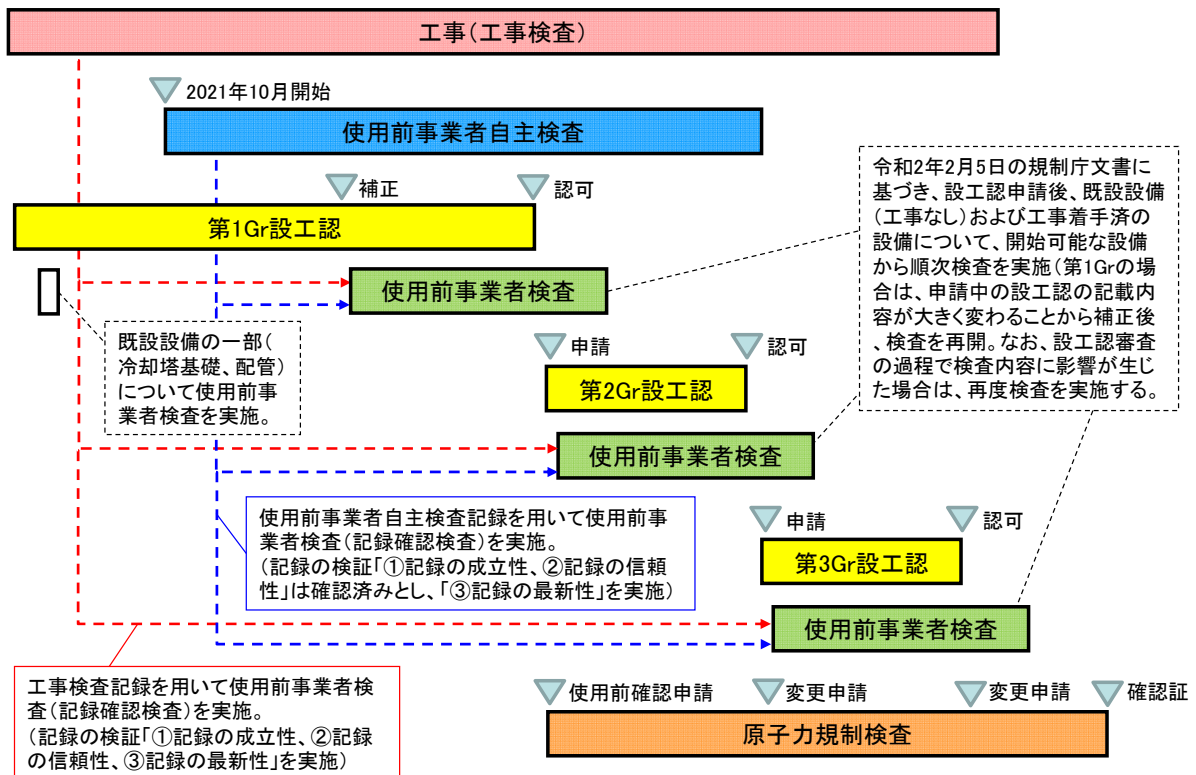


図2 検査記録の活用イメージ図